

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案（概要）

1. 趣旨・背景

- (1) 石綿による健康被害が顕在化する中、石綿を含む廃棄物の飛散防止及び適切な処分の確保が課題となっている。中でも、建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物の適正処理の確保が極めて重要な課題となっている。
- (2) 石綿を含む廃棄物は、建築物の解体等の増加により大量に発生することが見込まれるが（ストック量約 4000 万トン、年間排出量 100 万トン以上）、現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）においては、石綿を含む廃棄物に限定した処理方法の基準はなく、排出された石綿を含む廃棄物は、最終処分場に埋め立てる方法により処理されている。
- (3) 一方、最終処分場においては、住民の不安を背景とした石綿を含む廃棄物の受入れ忌避や処理料金の高騰が見られており、これまでどおりに最終処分場に石綿を含む廃棄物を埋め立てることが困難な状況となっており、石綿を含む廃棄物が埋め立てられずに滞留し、不法投棄や不適正処理によって人の健康等に深刻な悪影響を及ぼす事態が懸念されている。
- (4) こうした現状を踏まえ、第 164 回通常国会で成立した「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）」により、石綿を含む廃棄物の無害化処理に係る認定制度（以下「無害化処理認定制度」という。）が創設され、無害化処理という新たな処理を政策的に促進・誘導することとされたところである。
- (5) 今般、改正法の施行に伴い、無害化処理認定制度の手続等を定めるとともに、今後大量に発生することが想定されている建築物の解体等に伴い発生する石綿を含む廃棄物（以下「石綿含有廃棄物」という。）について処理基準の強化等を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）等の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の対象範囲の拡大について（令第 2 条の 4 条関係）

特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の範囲について、建築物に該当しない工場のプラント及び煙突等の工作物の解体等から発生する石綿を含む廃棄物についても特別管理産業廃棄物の廃石綿等として扱う必要があるため、廃石綿等の発生源を建築物から工作物へと拡大する。

(2) 石綿含有廃棄物に係る収集、運搬、処分等の基準の改正について（令第3条及び第6条関係）

石綿含有廃棄物の収集、運搬及び積替え並びに保管を行う場合については、石綿含有廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行うこととする。

石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法については、収集運搬のため行う破碎や切断を除き、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法（溶融処理等）により行うこととする。

石綿含有廃棄物の埋立てを行う場合については、一定の場所において、石綿含有廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講じることとする。

(3) 石綿含有廃棄物の無害化処理に係る認定の手續の整備について（令第5条の11及び第5条の12並びに第7条の6及び第7条の7関係）

無害化処理認定制度について、認定証の交付及び休廃止等の届出に関する手續の規定を整備する。

(4) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の産業廃棄物処理施設への追加等について（令第7条及び7条の2関係）

廃石綿及び石綿含有産業廃棄物の適正な無害化処理を確保するため、法第15条第1項に基づく施設の設置許可の対象施設及び同条第4項から第6項までに規定する市町村長の意見聴取等の生活環境アセス手續を要する施設に、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を追加する。

(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正について（第2条関係）

上記(2)の及びの改正に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）の一部を改正し、船舶から海域の埋立場所等に石綿含有廃棄物を排出する場合については、(2)のの溶融処理等を行うか、又は、(2)のと同様、一定の場所において、石綿含有廃棄物が分散しないようにし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう必要な措置を講じることとする。

3. 施行期日

平成18年10月1日。ただし、(3)については、改正法の施行の日（平成18年8月9日）。